

地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	道路管理課	整理番号	3-218
許認可等の種類	二以上の都道府県の区域にわたる道路の路線認定に係る協議			
根拠法令条例等・条項	道路法第7条第4項			
許認可等の概要	二以上の都道府県の区域にわたる道路については、関係都道府県知事は、協議の上それぞれ議会の議決を経て路線認定する。			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)			
期間の制定根拠	—			